

介護保険負担限度額認定制度

施設サービス（ショートステイを含む）を利用されている方の居住費（滞在費）及び食費は、基本的に全額自己負担となっています。

本制度は、一定の低所得要件を満たしている方が介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）に入所・入院する際やショートステイを利用する際の居住費・食費を軽減する制度です。

軽減を受けるためには、利用施設に「介護保険負担限度額認定証」を提示する必要があります。また、当該認定証の有効期限は毎年7月31日までです。引き続き、認定証の交付を希望する方は、更新申請の手続きが必要になります。

※グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の施設は対象外です。

介護保険負担限度額認定の対象となる方(認定要件)

軽減を受けられる対象者は次のいずれにも該当する方です。

- 1、本人及び同一世帯全員が市民税非課税であること。
- 2、配偶者（世帯分離している場合も含む）が市民税非課税であること。

（配偶者の範囲は婚姻届を提出していない事実婚も含みます。）

- 3、預貯金等の資産が基準額以下（別表1）であること。

（別表1）

利用者負担段階	対 象 者		
第1段階	生活保護を受給している方		
	同一世帯全員 (世帯分離を している配偶者 を含む)が市 民税非課税	高齢福祉年金を受給の方	預貯金等 ^{※2} の資産の合計が 1,000万円以下 (夫婦は、2,000万円以下)
		前年の本人の年金収入額 ^{※1} +その他の合計所得金額が 82.65万円以下	かつ、預貯金等 ^{※2} の資産の 合計が650万円以下 (夫婦は、1,650万円以下)
		前年の本人の年金収入額 ^{※1} +その他の合計所得金額が 82.65万円超120万円以 下	かつ、預貯金等 ^{※2} の資産の 合計が550万円以下 (夫婦は、1,550万円以下)
第3段階 ②		前年の本人の年金収入額 ^{※1} +その他の合計所得金額が 120万円超	かつ、預貯金等 ^{※2} の資産の 合計が500万円以下 (夫婦は、1,500万円以下)

●40歳以上65歳未満の方（第2号保険者）は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産の合計が1,000万円（夫婦の場合は2,000万円）以下の方が対象となります。

●令和8年8月1日より所得の状況の基準額が変更になりました。

※1：年金収入額＝公的年金収入額（非課税年金収入額含む。）

非課税年金とは、遺族年金（寡婦年金を含む）や障害年金などです。

※2：預貯金等の資産に含まれるもの

申告対象となる資産をお持ちの方は、証明するための書類を別途添付していただきます。

申告対象となる資産	添付が必要な確認書類
預貯金（普通・定期）	最新まで記帳した通帳の写し （表紙を開けたページ・年金の最新入金がわかるページ・最終残高のページ） ※インターネットバンクであれば口座残高ページの写し
有価証券（株式、国債、地方債、社債など）、農業協同組合の出資配当金	証券会社や銀行等の口座残高の写し、農業協同組合の出資配当金 ※ウェブサイトの写しも可
金・銀など	購入先の銀行の口座残高の写し ※ウェブサイトの写しも可
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し ※ウェブサイトの写しも可
現金（タンス預金等）	自己申告
負債	借用証書など
* 申告不要な資産	生命保険、自動車、貴金属（時価評価額の把握が困難であるもの）、 絵画、骨董品、家財など

居住費（滞在費）・食費の1日あたり自己負担限度額

負担限度額認定の対象となる方の所得状況により、利用者負担段階が区分され、施設に支払う1日あたりの金額が決められます。

※【】は老健・医療院等で室料を徴収しない場合

利用者 負担段階	居住費(滞在費)					食費	
	従来型個室		多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	施設 入所	短期 入所
	特養・ 短期入所	老健・ 介護医療院					
第1段階	380円	550円	0円	880円	550円	300円	300円
第2段階	480円	550円	430円	880円	550円	390円	600円
第3段階①	880円	1,370円	430円	1,370円	1,370円	680円	1,030円
第3段階②	980円	1,470円	530円 【430円】	1,470円	1,470円	1,420円	1,360円

●上記第1段階～第3段階②に該当しない方の居住費や食費は、施設と利用者の契約により決まります。ご利用施設に直接お問い合わせください。